

## 青森県報

第八百五十号

令和六年  
十二月九日  
(月曜日)

目次

告  
示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………
  - 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定……………
  - 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の所在地の変更の届出……………
  - 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医師の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………

(同) ……

(障がいの課)

(同) ……

(生活習慣病対策課)

(同) ……

公  
告

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| ○肥料の登録……………       | (農産園芸課)…………… |
| ○建設業者の許可の取消し…………… | (東青地民局)…………… |
| ○右……………           | (同)……………     |
| ○右……………           | (三八地民局)…………… |
| ○右……………           | (西北地民局)…………… |

# 告示

- |    |   |            |   |
|----|---|------------|---|
| ○右 | 同 | 下北地<br>民局域 | 六 |
| ○右 | 同 | 上北地<br>民局域 | 五 |
| ○右 | 同 | 同          | 三 |

## 青森県告示第六百二十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和六年十二月九日

青森県知事 宮下宗一郎

|         |               |              |
|---------|---------------|--------------|
| 名 称     | ゆたか薬局浪打店      | たなぶ調剤薬局      |
| 所 在 地   | 青森市浪打二丁目一〇の一五 | むつ市柳町二丁目九の五〇 |
| 指定辞退年月日 | 令和六・九・三〇      | 々            |

## 青森県告示第六百二十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和六年十二月九日

青森県知事 宮下宗一郎

| 名 称             | 所 在 地                  | 年 指<br>月 日 定 |
|-----------------|------------------------|--------------|
| ゆたか薬局浪打店        | 青森市浪打二丁目一〇の一五          | 令和<br>六・一〇・一 |
| たなぶ調剤薬局         | むつ市柳町一丁目九の五〇           | 〃            |
| ひまわり薬局堤町店       | 青森市堤町二丁目一五の二二          | 六・一〇・一〇      |
| ワンだふる訪問看護ステーション | 青森市中佃二丁目一〇の六コーポかまた一〇二号 | 六・二・一        |
| なの花薬局けやき通り店     | 八戸市東白山台二丁目一の三八         | 〃            |
| 日本調剤むつ薬局        | むつ市小川町一丁目三の一           | 六・二・七        |

青森県告示第六百二十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

令和六年十二月九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

| 区 分 | 名 称                 | 所 在 地                    | 変 更<br>年 月 日 |
|-----|---------------------|--------------------------|--------------|
| 変更前 | 訪問看護ステーションT S u g u | 十和田市稲生町一九の三五<br>コーポマサ二〇二 | 令和<br>六・一〇・一 |
| 変更後 |                     | 十和田市大字三本木字西小稲一八九の六       |              |
| 変更前 | はちのへ江陽クリニック         | 八戸市江陽二丁目一六の四四            | 六・二・一        |
| 変更後 |                     | 八戸市江陽二丁目一三の四五            |              |

青森県告示第六百二十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同法第二十一条第二号の規定により公表する。

令和六年十二月九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

| 変更に<br>前              |                       | 変更に<br>後                       |                                | 変更に<br>前              |               | 変更に<br>後    |             | 区<br>分              |                        |
|-----------------------|-----------------------|--------------------------------|--------------------------------|-----------------------|---------------|-------------|-------------|---------------------|------------------------|
| 難病指<br>定医             |                       | 難病指<br>定医                      |                                | 難病指<br>定医             |               | 難病指<br>定医   |             | 指定医<br>の区分          |                        |
| 熊谷<br>俊一              |                       | 小西<br>栄                        |                                | 北村<br>英夫              |               |             |             | 氏<br><br>名          |                        |
| 熊谷眼科・<br>形成外科医<br>院   | 熊谷眼科医<br>院            | つがる西北<br>五所川原市<br>字岩木町一<br>二の三 | つがる西北<br>五所川原市<br>字岩木町一<br>二の三 | 青森市民病<br>院            | 医療法人北<br>村皮膚科 | 北村皮膚科       | 八戸市根城一<br>丁 | 名<br><br>称          | 主として指定難病の診断<br>を行う医療機関 |
| 八戸市小中野<br>四丁目一の五<br>三 | 八戸市小中野<br>四丁目一の五<br>三 | 五所川原市<br>字岩木町一<br>二の三          | 五所川原市<br>字岩木町一<br>二の三          | 青森市勝田一<br>丁目一四の二<br>〇 | 八戸市根城一<br>丁   | 八戸市根城一<br>丁 | 八戸市根城一<br>丁 | 所<br><br>在<br><br>地 |                        |
| 眼科、形<br>成外科           | 眼科                    | 泌尿器科                           | 泌尿器科                           | 皮膚科、<br>アレルギー<br>科    | 皮膚科           | 皮膚科         |             | 担当する<br>診療科名        |                        |
| 〃                     |                       | 六・一〇・一                         |                                | 令和<br>六・四・二〇          |               |             |             | 変更<br>年月日           |                        |

| 変更後           | 変更前          | 変更後           | 変更前           |
|---------------|--------------|---------------|---------------|
| 難病指定医療        | 難病指定医療       | 難病指定医療        | 難病指定医療        |
| 佐々木 泰二        | 成田 俊介        | 弘前駅前整形外科クリニック | 弘前駅前整形外科クリニック |
| 医療法人会 仁和寺第一病院 | 弘前市大字駅前一四の一  | 十和田市東三番町一〇の七〇 | 弘前市大字駅前一四の一   |
| 外科、整形外科、泌尿器科  | 外科、整形外科、泌尿器科 | 外科、整形外科、泌尿器科  | 外科、整形外科、泌尿器科  |
| 六・二・三六        | 六・二・一        | 六・二・一         | 六・二・一         |

青森県告示第六百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和六年十二月九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

| 名 称    | 所 在 地              | 指定辞退年月日 |
|--------|--------------------|---------|
| こみなと薬局 | 東津軽郡平内町大字小湊字愛宕八二の一 | 令和六・三・一 |
| みよし薬局  | 青森市三好一丁目八の七        | 〃       |

青森県告示第六百三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を

次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和六年十二月九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

| 名 称             | 所 在 地                  | 指定年月日   |
|-----------------|------------------------|---------|
| ツクイ青森訪問看護ステーション | 青森市本町一丁目四の一七大樹生命青森ビル四階 | 令和六・三・一 |
| テック調剤薬局高田店      | 青森市大字高田字川瀬三一六の四        | 〃       |
| ハッピー調剤薬局弘前大原店   | 弘前市大原二丁目五の二六           | 〃       |
| ファーマライズ薬局こみなと店  | 東津軽郡平内町大字小湊字愛宕八二の一     | 六・三・二   |
| ファーマライズ薬局青森みよし店 | 青森市三好一丁目八の七            | 〃       |

公 告

肥料の登録

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百七号）第四条第一項の規定により令和六年十一月二十八日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和六年十二月九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

| 登録番号     | 肥料の種類 | 肥料の名称      | 保証成分量（パーセント） | その他の規格  | 生産業者の氏名又は名称及び住所 |
|----------|-------|------------|--------------|---------|-----------------|
| 青森県第三八八号 | 肉骨粉   | ポーク&チキンミール | 窒素全量八・〇      | 公定規格のとお | 三共理化学工業株式会社     |

|  |  |  |              |                          |
|--|--|--|--------------|--------------------------|
|  |  |  | りん酸全量<br>四・〇 |                          |
|  |  |  |              | 東京都渋谷区<br>代々木一丁目<br>五五の五 |

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年十二月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社ケーテック
- 二 代表者の氏名 木村義正
- 三 主たる営業所の所在地 青森市堤町二丁目一の
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第一〇〇一〇〇号
- 五 取消年月日 令和六年十月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業及び建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和六年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年十二月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社丸真工藤綜建
- 二 代表者の氏名 工藤則元
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新町野字薄井三五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―一）第一〇〇五〇〇号
- 五 取消年月日 令和六年十月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和六年九月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年十二月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 友住技研工業株式会社
- 二 代表者の氏名 橋場敏
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字市川町字古館五八の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―一）第五〇〇四九二号
- 五 取消年月日 令和六年十月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和六年九月一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

## 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年十二月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社丸工建設

二 代表者の氏名 工藤勝博

三 主たる営業所の所在地 つがる市木造菰槌磯ノ松一一の一

四 許可番号 青森県知事許可（般一六）第一三三二五号

五 取消年月日 令和六年九月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、管工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年七月二十六日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

## 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年十二月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社丸工建設

二 代表者の氏名 工藤勝博

三 主たる営業所の所在地 つがる市木造菰槌磯ノ松一一の一

四 許可番号 青森県知事許可（特一六）第一三三二五号

五 取消年月日 令和六年九月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年七月二十六日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

## 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年十二月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社理広

二 代表者の氏名 柿本広

三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町境田六五の一八

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第五〇〇七四七号

五 取消年月日 令和六年十月一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年十二月九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 商号又は名称 株式会社ゼネラルプランニング
- 二 代表者の氏名 吉田教明
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字大間平二八の五九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第六〇〇二三九号
- 五 取消年月日 令和六年十月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和六年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭